

## 令和6年度 本巣市国民保護計画 修正の概要

### 国民保護計画とは

国民保護計画とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国、県、市及び関係機関の役割、住民の協力、武力攻撃事態等における住民の避難及び救援等の措置並びに武力攻撃災害への対処その他市が実施する国民保護措置に必要な事項について定めることを目的として平成19年2月に策定したものです。

本計画には以下の事項を定めています。

- ① 市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 市内における国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

### 本巣市国民保護協議会について

国民保護法第39条に基づき設置され、市長の諮問に応じて国民保護措置に関する重要事項について審議等を行う機関であり、本協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、国民保護法に定めるもののほか、本巣市国民保護協議会条例で定められています。

### 計画の改訂について

今回、「国民の保護に関する基本指針」及び「岐阜県国民保護計画」の修正や、本巣市役所本庁舎の移転による組織改編に伴う本巣市国民保護対策本部組織及び分掌事務の見直しのため、本巣市国民保護計画の修正を行い、北朝鮮による頻発するミサイル発射事案等に適切に対処し、国民保護体制の実効性を確保するため、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、本巣市国民保護協議会に諮問を行うものです。

#### **修正のポイント**

##### 1 本 編

##### ○岐阜県国民保護計画の修正に伴うもの

##### (1) 避難行動要支援者の定義（本編 P3）

災害対策基本法が改正されたことに伴い、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」として定義。

##### (2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備（本編 P20）

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する旨を記載。

##### (3) 安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備（本編 P21）

避難住民及び武力攻撃災害により死亡や負傷した住民の安否情報に関して、原則、安否情報システムを用いて県に報告する旨を記載。

(4) 研修及び訓練 (本編 P22)

武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等について、様々な場所や想定で行い、実践的なものとするよう努める旨を記載。

(5) 避難行動要支援者名簿の活用と提供 (本編 P24)

避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難行動等の実施に結びつけるため、地域防災計画の定めにより、名簿情報を避難支援等関係者に提供する旨を記載。

(6) 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資及び資材の整備 (本編 P27)

地下に所在する避難施設などで、防災備蓄品が整備されていない施設について、近隣の避難施設から必要な物資等を輸送し、活用する旨記載。

(7) 国・県現地対策本部との連携 (本編 P36)

運営が効率的であると判断される場合には、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、運用を行う旨記載。

(8) 警報の伝達方法 (本編 P40)

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達されるため、市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により伝達する旨記載。

(9) 大規模集客施設等における避難 (本編 P46)

大規模集客施設等と連携し、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑にできるよう対策をとる旨記載。

(10) 弾道ミサイル攻撃時の避難住民の誘導 (本編 P47)

弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム (J-ALERT) による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努める旨記載。

(11) モニタリングの実施、安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査及び簡易除染の実施、飲食物の摂取制限等 (P59-60)

それぞれの項目について、地域防災計画 (原子力災害対策編) 等に定められた措置に準じた措置を講ずる旨記載。

○その他の修正

(1) 社会的特徴 (本編 P13)

人口、土地利用、産業構造を最新のデータに修正。

2 資料編

(1) 岐阜バスの路線名等の修正 (資料編 P1)

(2) 岐阜県防災ヘリコプター緊急離着陸場一覧表の更新 (資料編 P2)

(3) 岐阜市消防本部本巢消防署の救急体制状況の更新 (資料編 P6)

(4) 指定避難所の更新 (資料編 P6-9)

(5) 公共施設一覧の更新 (資料編 P11-12)

(6) 本巢市役所本庁舎の移転による組織改編に伴う本巢市国民保護対策本部組織及び分掌事務の見直し (資料編 P14-18)

(7) 備蓄資材・食料等一覧表の更新 (資料編 P26)

(8) 防災関係機関の更新 (資料編 P27-28)